

平成22年10月28日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第705号 不当利得返還請求控訴事件 (原審 名古屋地方裁判所一宮支部平成21年(ワ)第887号)

口頭弁論終結日 平成22年9月28日

判 決

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

控 訴 人	株 式 会 社 武 富 士
同 代 表 者 代 表 取 締 役	清 川 昭
同 訴 訟 代 理 人 支 配 人	山 田 茂



被 控 訴 人	飯 丸 康 暢
---------	---------



被 控 訴 人	望 月 直 子
---------	---------



被 控 訴 人	森 瀧 美 穂
---------	---------

上記3名訴訟代理人弁護士	瀧 川 美 穂
	望 月 直 子
	武 川 真 弓
	丹 羽 加 奈 絵
	鈴 木 含 美
	小 出 智 加

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人らが、貸金業を営む控訴人との間で、それぞれ金銭の借入れと弁済を繰り返していたが、利息制限法所定の利率を超える約定利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を貸金元本に充当すると過払金があり、かつ、控訴人は悪意の受益者である旨を主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、①被控訴人飯██████においては過払金267万5399円及び民法704条前段に基づく確定利息金5万9953円の合計273万5352円並びに上記過払金に対する最終取引日の翌日である平成21年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金の支払を求め、②被控訴人望██████においては過払金428万0119円及び民法704条前段に基づく確定利息金27万6442円の合計455万6561円並びに上記過払金に対する最終取引日の翌日である平成21年6月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金の支払を求め、③被控訴人██████においては過払金52万7836円及び民法704条前段に基づく確定利息金1万4041円の合計54万1877円並びに上記過払金に対する最終取引日の翌日である平成17年9月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金の支払を求めた事案である。
- 2 原審は、被控訴人らの各請求をいずれも認容した。
- 3 基礎となる事実（証拠の摘示のない事実は当事者間に争いが無い。）
 - (1) 控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

- (2) 被控訴人飯●は、平成5年11月10日、控訴人との間で継続的金銭消費貸借取引を開始し、同日以降、原判決別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「原判決別紙計算書1」という。）記載の年月日・借入金額・弁済額欄に各記載のとおり、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下「飯●取引」という。）。
- (3) 被控訴人望●は、昭和61年6月5日、控訴人との間で継続的金銭消費貸借取引を開始し、同日以降、原判決別紙2「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「原判決別紙計算書2」という。）記載の年月日・借入金額・弁済額欄に各記載のとおり、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下「望●取引」という。）。
- (4) 被控訴人●は、平成7年3月6日、控訴人との間で継続的金銭消費貸借取引を開始し、同日以降、原判決別紙3「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「原判決別紙計算書3」という。）記載の年月日・借入金額・弁済額欄に各記載のとおり、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下「●取引」という。）。
- (5) 被控訴人●は、控訴人を相手方として、名古屋簡易裁判所に対し、特定調停（同裁判所平成15年（特ノ）第2299号債務額確定等調停事件）の申立てをし、平成15年6月19日、概ね以下の内容の調停が成立した（乙B1。以下「別件調停」という。）。
- ア 被控訴人●は、控訴人に対し、被控訴人●が控訴人より平成13年3月24日から同年8月7日までに借り受けた合計107万4000円について、残元金51万3820円、未払損害金等4万8842円（合計56万2662円）の支払義務のあることを認める。
- イ 被控訴人●は、控訴人に対し、本日本調停の席上で1万2000円を支払い、控訴人代理人はこれを受領した。
- ウ 被控訴人●は、控訴人に対し、アの金員からイの金員を控除した55

万0662円を次のとおり分割して支払う。

(ア) 平成15年7月から平成19年3月まで、毎月27日限り、1万2000円ずつ（計45回）

(イ) 平成19年4月27日限り、1万0662円

エ 当事者双方は、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 控訴人の下記(2)イ、(3)イ及び(4)アの主張立証が時機に後れた攻撃防御方法の提出にあたるか。（争点(1)）

（被控訴人ら）

控訴人は、原審において、被控訴人飯●及び同望●についての取引の分断及び消滅時効の主張、被控訴人●との間で成立した別件調停についての主張並びに悪意の受益者性についての主張を記載した答弁書及び準備書面を提出し、上記各書面において、その他の主張立証は追って行う旨を記載したにもかかわらず、その後、原審口頭弁論終結までに、主張立証の補充をしなかった。

しかるに、控訴人は、当審において、控訴理由書をその提出期限経過後に提出した上、被控訴人●についての取引の分断の主張を付加するなど、原審において容易になし得た主張立証を当審において行おうとするものであるが、これらは時機に後れた防御方法の提出であって、訴訟の完結を遅延させることは明らかであるから、却下されるべきである。

(2) 過払金の充当計算の方法及び消滅時効の成否（争点(2)）

ア 被控訴人ら

飯●取引、望●取引及び●取引につき、利息制限法所定の利率に引き直して計算すると、原判決別紙計算書1ないし3記載のとおり、過払金が発生する。

イ 控訴人

(ア) 被控訴人飯●関係

a 控訴人と被控訴人飯●との間の金銭消費貸借取引は、以下のとおり、それぞれ別個の基本契約に基づく3個の取引に分かれているから、各取引によって過払金が発生したとしても、その後締結された基本契約に基づく借入金債務に充当することはできない。

① 平成5年11月10日から平成11年3月3日までの取引（以下「飯●第1取引」という。）

② 平成12年4月22日から平成17年12月20日までの取引（以下「飯●第2取引」という。）

③ 平成19年2月27日から平成21年8月31日までの取引（以下「飯●第3取引」という。）

b 消滅時効

飯●第1取引によって発生した過払金は、取引終了日から10年の経過により消滅時効が完成したから、控訴人は平成22年1月22日の原審第1回口頭弁論期日に陳述擬制された第1準備書面（平成22年1月20日付け）において、これを援用した。

(イ) 被控訴人望●関係

a 控訴人と被控訴人望●との間の金銭消費貸借取引は、以下のとおり、それぞれ別個の基本契約に基づく3個の取引に分かれているから、各取引によって過払金が発生したとしても、その後締結された基本契約に基づく借入金債務に充当することはできない。

① 昭和61年6月5日から平成4年5月1日までの取引（以下「望●第1取引」という。）

② 平成5年7月6日から平成8年5月22日までの取引（以下「望●第2取引」という。）

③ 平成8年9月27日から平成21年6月10日までの取引（以下「望●第3取引」という。）

b 消滅時効

望●第1取引及び同第2取引によって発生した過払金は、各取引終了日から10年の経過により消滅時効が完成したから、控訴人は平成22年1月22日の原審第1回口頭弁論期日に陳述擬制された第1準備書面（平成22年1月20日付け）において、これを援用した。

(ウ) 被控訴人●関係

a 控訴人と被控訴人●との間の金銭消費貸借取引は、以下のとおり、それぞれ別個の基本契約に基づく3個の取引に分かれているから、各取引によって過払金が発生したとしても、その後締結された基本契約に基づく借入金債務に充当することはできない。

① 平成7年3月6日から平成8年9月30日までの取引（以下「●第1取引」という。）

② 平成9年7月28日から平成13年2月18日までの取引（以下「●第2取引」という。）

③ 平成13年3月12日から平成17年9月1日までの取引（以下「●第3取引」という。）

b 消滅時効

●第1取引によって発生した過払金は、取引終了日から10年の経過により消滅時効が完成したから、控訴人は平成22年9月28日の当審第1回口頭弁論期日においてこれを援用した。

(3) 悪意の受益者該当性（争点(3)）

ア 被控訴人ら

控訴人は、貸金業の登録業者であり、利息制限法所定の制限利率を超

過する利率で貸付けをしていることを知りながら、被控訴人らから弁済を受けていたものであるから、上記各過払金に関して悪意の受益者であり、民法704条前段に基づき、それらの各発生日から利息を支払う義務がある。

イ 控訴人

控訴人は、被控訴人らの利息・損害金の支払について、貸金業法43条の「みなし弁済」に該当し、制限超過部分の支払も有効な利息・損害金債務の弁済とみなされ、元本充当が排除され、過払金返還請求権の発生が阻止されると認識していた。

(4) 被控訴人●と控訴人との間で成立した調停の効力（争点(4)）（被控訴人●関係）

ア 控訴人

(ア) 控訴人と被控訴人●は、別件調停において、平成15年6月19日時点における被控訴人●の控訴人に対する借受金及び利息金債務額を確認し、その弁済方法について合意するとともに、同債務のほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認した。

したがって、控訴人が被控訴人●に対し、過払金返還債務を負担する余地はない。

(イ) 仮に、別件調停における被控訴人●の意思表示が錯誤によるものであるとしても、被控訴人●には、控訴人に取引履歴の開示を求めず、また、正確な取引履歴を主張しなかった点で重大な過失がある。

イ 被控訴人●

控訴人と被控訴人●との間で成立した別件調停は、控訴人が●取引について正確な取引履歴の開示義務を負うにもかかわらず、平成13年3月24日から同年8月7日までの取引履歴のみを開示し、これを前提として合意に至ったものである。

しかしながら、前記のとおり、●取引は平成7年3月6日に開始され、同日から別件調停が成立した平成15年6月19日までの取引について、利息制限法所定の利率に引き直して計算すると、別件調停の成立日における借受金残元金は2万2826円であり（甲3の1）、被控訴人●が正しい取引履歴を認識していれば、控訴人に対し56万2662円の支払義務を認める内容の調停に応じることはなかった。

したがって、別件調停における被控訴人●の意思表示は、錯誤によるものであり、無効である。 ∴

また、一般に、特定調停において、債務者は、貸金業者側が開示した取引履歴が正確なものであると信頼し、開示された取引履歴に基づいて債務額及び弁済方法を検討するのが通常であるから、被控訴人●が別件調停を成立させたことについて、重過失があるとはえない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人らの請求はいずれも理由があるものと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 争点(1)について

控訴審において提出された攻撃防御方法が、時機に後れたものであるか否かについては、第1審からの訴訟手続の経過を通観してこれを判断すべきであり、また、時機に後れた攻撃防御の方法であっても、当事者に故意又は重大な過失が存し、かつ、訴訟の完結を遅延せしめる場合であることを要するものと解すべきである。

弁論の全趣旨によれば、控訴人は原審において、上記争点(2)イ(ウ)の主張以外の点については、概ね当審における主張と同旨の主張を行っていたことが認められ、当審における上記争点(2)イ(ウ)の主張及び各争点についての控訴人の立証は、訴訟の完結を遅延させるほどのものでもないので、控訴人の上記主張立証を却下するのが相当とまでは解されない。

2 争点(2)について

- (1) 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した第1の基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る第2の基本契約が締結されて、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を第2の基本契約に基づく新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第1187号同19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁，最高裁平成18年（受）第1887号同19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号

28頁)。

- (2) 控訴人と被控訴人飯●との間では平成5年11月10日から継続的な金銭の貸付けと弁済が繰り返されているところ、控訴人主張の飯●第2取引について、「カードローン契約証書」が作成されたことが認められるものの、各取引がそれぞれ異なる基本契約に基づくものであること、及び、それぞれの契約内容の異同の具体的な内容等を認めるに足りる証拠の提出はない。

そして、飯●第1取引の取引期間が約5年4か月、同第2取引の取引期間が約5年8か月、同第3取引の取引期間が約2年6か月であるのに対し、同第1取引に係る最後の弁済がなされた平成11年3月3日から同第2取引に係る最初の貸付けがなされた平成12年4月22日までは約1年2か月、同第2取引に係る最後の弁済がなされた平成17年12月20日から同第3取引に係る最初の貸付けがなされた平成19年2月27日までは約1年2か月程度であって、いずれも全取引期間や各取引期間と対比しても短く、それ自体で取引関係の分断を推定させるほどのものとは認められず、他に上記説示の諸点について取引の連続性を否定すべき事情を認めるに足りる証拠の提出はないから、同第1取引ないし同第3取引は事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、控訴人と被控訴人飯●の間には、各取引に係る過払金を、その後の取引に係る新たな借入金債務に充当する旨の過払金充当合意が存在するものと認めるのが相当である。

- (3) 控訴人と被控訴人望●との間では昭和61年6月5日から継続的な金銭の貸付けと弁済が繰り返されているところ、控訴人主張の望●第1取引ないし同第3取引について、各取引がそれぞれ異なる基本契約に基づくものであること、及び、それぞれの契約内容の異同の具体的な内容等を認めるに足りる証拠の提出はない。

そして、望●第1取引の取引期間が約5年11か月、同第2取引の取引

期間が約2年11か月、同第3取引の取引期間が約12年8か月であるのに対し、同第1取引に係る最後の弁済がなされた平成4年5月1日から同第2取引に係る最初の貸付けがなされた平成5年7月6日までは約1年2か月、同第2取引に係る最後の弁済がなされた平成8年5月22日から同第3取引に係る最初の貸付けがなされた同年9月27日までは約4か月程度であって、いずれも全取引期間や各取引期間と対比しても短く、それ自体で取引関係の分断を推定させるほどのものとは認められず、他に上記説示の諸点について取引の連続性を否定すべき事情を認めるに足る証拠の提出はないから、同第1取引ないし同第3取引は事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、控訴人と被控訴人望●との間には、各取引に係る過払金を、その後の取引に係る新たな借入金債務に充当する旨の過払金充当合意が存在するものと認めるのが相当である。

- (4) 控訴人と被控訴人●との間では平成7年3月6日から継続的な金銭の貸付けと弁済が繰り返されているところ、控訴人主張の●第1取引ないし同第3取引について、形式上、別個の基本契約書が作成されたことが認められる(乙B3, 4, 8)。上記各契約書によれば、●第1取引ないし同第3取引にかかる基本契約は、いずれもカードを使用して継続的に借入れとその返済を繰り返すことを予定したもので、返済方法につき定額リボルビング方式を採用していることが認められるが、同第1取引及び同第2取引にかかる契約書の返還や、上記カードの失効手続が行われたことを認めるに足りる証拠はない。

他方、●第1取引の取引期間は約1年7か月、同第2取引の取引期間は約3年7か月、同第3取引の取引期間は約4年6か月であるのに対し、同第1取引に係る最後の弁済がなされた平成8年9月30日から同第2取引に係る最初の貸付けがなされた平成9年7月28日までは約10か月、同第2取引に係る最後の弁済がなされた平成13年2月18日から同第3取

引に係る最初の貸付けがなされた同年3月12日までは22日であって、いずれも全取引期間や各取引期間と対比しても短く、それ自体で取引関係の分断を推定させるほどのものとは認められず、他に上記説示の諸点について取引の連続性を否定すべき事情を認めるに足るほどの証拠はないから、同第1取引ないし同第3取引は事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、控訴人と被控訴人●との間には、各取引に係る過払金を、その後の取引に係る新たな借入金債務に充当する旨の過払金充当合意が存在するものと認めるのが相当である。

- (5) 過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情のない限り、同取引が終了した時点から進行すると解されるどころ（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照）、前記のとおり、飯●取引、望●取引及び●取引はいずれも事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるから、上記各取引によって発生した過払金の消滅時効についての控訴人の主張は採用できない。

3 争点(3)について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

これを本件についてみると、弁論の全趣旨によれば、貸金業者である控訴人は、制限利率を超過する約定利率で被控訴人らに対して各貸付けを行い、制限超過部分を含む各弁済金を受領したことが認められるところ、控訴人は、被控訴人らとの各取引において、被控訴人らに貸金業法18条所定の各要件を充足した書面（以下「18条書面」という。）を交付したと主張し、被控訴人飯●につき乙13号証の1・2、被控訴人望●につき乙A12の1・2、被控訴人●につき乙B13号証を提出するが、これらの「ATMお取引明細書（領収証）」は、それ自体、被控訴人らに交付された書面の控えではなく、被控訴人らが控訴人とATMを用いた取引を行った際に、控訴人のホストコンピュータに送信され保存されていたとする取引情報の一部を、新たに「ATMお取引明細書（領収証）」の用紙に印字したものにすぎず、これらをもって被控訴人らとの各取引につき適式な18条書面の交付がなされたと認めるには足りない。

そうすると、上記各弁済金を受領した時点において控訴人が貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有していたと認めることはできず、上記特段の事情を論ずる余地もないというほかはない。

したがって、控訴人は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」と認められる。

4 争点(4)について

(1) 前記のとおり、被控訴人●は、平成7年3月6日、控訴人との間で継続的金銭消費貸借取引を開始し、同日以降、原判決別紙計算書3記載のとおり、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返したものであり、同取引について、利息制限法所定の利率に引き直して計算すると、別件調停が成立した平成15年6月19日時点において、被控訴人●の控訴人に対する借受金残元金は2万2826円であったことが認められる。

(2) 特定調停は、争いとなっている権利関係について、当事者が互譲するこ

とにより紛争を解決するものであるから（特定調停法22条，民事調停法1条），単に取引経過を利息制限法所定の利率に引き直した計算結果と，調停内容が一致しないからといって，直ちに調停が無効となるものではない。

しかしながら，利息制限法所定の制限利率を超える利息の支払は，貸金業法によりみなし弁済が成立する場合等を除いて，原則として法律上の原因を欠くのであるから，利息制限法所定の制限利率に引き直して計算した結果と調停内容とが乖離しており，かつ，借主がその事実を認識しておらず，認識しなかったことについて，貸金業者が正確な取引履歴を開示しないなど，貸金業者側に起因する事情がある場合には，法律行為の要素について借主に動機の錯誤があり，かつ，その動機は表示されているというべきであり，当該錯誤について借主に重過失があるとはいえないから，調停は無効になると解するのが相当である。

- (3) 本件においては，前記のとおり，別件調停当時，取引経過を利息制限法所定の利率に引き直した計算結果と，調停内容が乖離しており，弁論の全趣旨によれば，その原因は，控訴人において●取引の取引内容の全部を開示しなかったため，被控訴人●において，実際の借受金債務残額を正確に認識できないまま，開示された取引の限度の計算結果を前提として別件調停に応じたものと認められるから，別件調停は被控訴人●の要素の錯誤により成立したもので，かつ，その動機は表示されていたから無効というべきである。

したがって，別件調停の清算条項が有効であることを前提とする控訴人の主張は採用できない。

第4 結論

以上のとおり，被控訴人らの請求をいずれも認容した原判決は相当であり，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり判決す

る。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 中 村 直 文

裁判官 福 井 美 枝
:

裁判官 近 藤 猛 司

これは正本である。

平成22年10月28日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判所書記官 伊藤 忠弘